

第83回 定時株主総会 招集ご通知



ナカノフドー建設

証券コード：1827

日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（午前9時より受付開始）

場所

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）
6階阿蘇の間

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

<株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

- 第5号議案 定款一部変更（創業家との取引内容の開示）の件
- 第6号議案 定款一部変更（相談役・顧問等の廃止）の件
- 第7号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件
- 第8号議案 定款一部変更（取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示）の件
- 第9号議案 剰余金の処分の件
- 第10号議案 自己株式の取得の件

郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）

午後5時15分まで

(証券コード 1827)
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目2番28号
株式会社 **ナカノフドー建設**
取締役社長 飯 塚 隆

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類等のウェブサイト掲載について

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第83回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.wave-nakano.co.jp/ir/library/explanation/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトへアクセスのうえ、銘柄名(会社名)「ナカノフドー建設」又はコード「1827」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、閲覧をお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、今後の状況変化によっては、内容を変更する場合がございますので、適宜当社ウェブサイトにてご確認をお願いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館) 6階阿蘇の間

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第83期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第83期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

<株主提案(第5号議案から第10号議案まで)>

- 第5号議案 定款一部変更(創業家との取引内容の開示)の件
第6号議案 定款一部変更(相談役・顧問等の廃止)の件
第7号議案 定款一部変更(資本コストの開示)の件
第8号議案 定款一部変更(取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示)の件
第9号議案 剰余金の処分の件
第10号議案 自己株式の取得の件

(お願い)

- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会ご出席株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、検温や体調管理にもご留意いただき、ご来場ください。
- 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表

以 上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

会場 アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階阿蘇の間

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

2. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案には賛成、株主提案には反対の意思表示がされたものとして取扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時15分到着分まで

3. インターネットで議決権をご行使される場合



5頁を参考に、議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時15分まで

◎複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

第5号議案から第10号議案は一部の株主様からのご提案です。当社取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は18頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書										
株式会社ナカノフード建設 御中					議決権の数					
氏名										
私は、2025年6月26日開催の株式会社ナカノフード建設第83期定時株主総会(継続会または延会の場合も含む。)										
議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

(ご注釈)
当社は、各議案につき賛否の表示の無い場合は、会社提案については賛、株主提案については反対の意思が表示されたものとして取扱いいたします。

議決権の数
議決権の数は1万円ごとに1個となります。

お願い
1. 当株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場交付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行ってください。
① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご郵送いただく方法。
② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://event.nfn.co.jp/>) に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行っていただく方法。

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXXX

株式会社ナカノフード建設

株主様からご提案のあった第5号議案から第10号議案について、取締役会としては、いずれの議案も反対しています。詳細は後記をご参照ください。

↑こちらを切り取ってご返送ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	下の候補者を除く	第4号議案	下の候補者を除く
会社提案	賛	賛	賛		賛	
株主提案	否	否	否		否	

議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛
会社提案	否	否	否	否	否	否

会社提案・取締役会の意見に **反対される** 場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	下の候補者を除く	第4号議案	下の候補者を除く
会社提案	賛	賛	賛		賛	
株主提案	否	否	否		否	

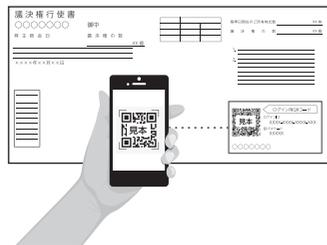
議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案
株主提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛
会社提案	否	否	否	否	否	否

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



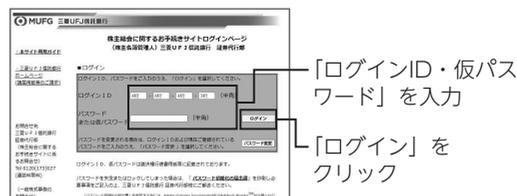
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

なお、機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と財務体質の強化を基本課題とし、業績と将来の見通しを勘案のうえ、配当を行う方針としております。

当期の業績及び財務状況に鑑み、従来計画より株主還元の充実を図るため、当初予想より6円増配し、普通株式1株当たり22円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1

配当財産の種類

金銭

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金22円

配当総額 756,025,006円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第19条（任期）につき所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 （任 期） 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。	第4章 取締役および取締役会 （任 期） 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。

第3号議案 取締役7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、現任の取締役全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、第2号議案が原案どおり承認可決されますことを条件として、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

いい づか
飯 塚

再任

生年月日

1958年6月28日生

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

24,300株

たかし
隆

略歴、当社における地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2013年4月 当社東京本店営業統轄部長
- 2014年4月 当社東京本店副本店長兼営業統轄部長
- 2015年4月 当社執行役員東京本店長
- 2019年4月 当社常務執行役員東京本店長
- 2021年4月 当社常務執行役員営業本部長
- 2021年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
- 2023年4月 当社代表取締役社長
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

飯塚 隆氏は、当社において長年にわたり営業分野の業務に携わり、2015年4月からは国内の重要拠点である東京本店の本店長を歴任するなど、当社の国内建設事業に関する豊富な経験と見識を有しております。2023年4月には代表取締役社長に就任し、強いリーダーシップのもと当社の持続的成長及び企業価値の向上に貢献するものと期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

おおしま よしのぶ
大島 義信

再任

生年月日

1973年10月17日生

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

109,089株

略歴、当社における地位及び担当

- 2007年4月 京都大学大学院工学研究科助教
- 2008年5月 同大学大学院工学研究科特定准教授
- 2015年4月 国立研究開発法人土木研究所構造物メンテナンス研究センター主任研究員
- 2020年4月 当社入社顧問
- 2020年6月 関東興業株式会社取締役（現任）
- 2021年4月 当社執行役員社長室長
- 2021年6月 当社取締役執行役員社長室長
- 2022年4月 当社取締役常務執行役員社長室長
- 2023年4月 当社取締役副社長
現在に至る

重要な兼職の状況

関東興業株式会社取締役

取締役候補者とした理由

大島義信氏は、京都大学大学院工学研究科特定准教授や国立研究開発法人土木研究所構造物メンテナンス研究センター主任研究員を務めるなど、研究者としての豊富な専門知識と経験を有しております。当社入社後は、社長室長及び副社長として経営全般に携わっており、候補者の幅広く、かつ、専門的な知見は、当社の持続的成長及び企業価値の向上に貢献するものと期待し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

かとうより
加藤 頼宣

再任

生年月日

1959年4月28日生

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

39,600株

略歴、当社における地位及び担当

- 1982年4月 株式会社三菱銀行入行
- 2006年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行西池袋支社長
- 2009年5月 同社渋谷支社長
- 2011年7月 当社入社
当社執行役員（経営企画部担当）
- 2012年4月 当社常務執行役員（経営企画部担当）
- 2012年6月 当社取締役常務執行役員国内建設事業本部副本部長
（経営企画部担当）
- 2013年4月 当社取締役常務執行役員（経営企画部担当）
- 2013年6月 当社取締役常務執行役員（経営企画部・業務監査部・
総務部担当）
- 2014年4月 当社取締役常務執行役員（経営企画部・総務部担当）
- 2015年4月 当社取締役専務執行役員（経営企画部・総務部担当）
- 2016年4月 当社取締役専務執行役員（経理部管掌、経営企画部・
総務部担当）
- 2017年6月 当社取締役専務執行役員（経営企画部・総務部担当）
- 2019年4月 当社取締役専務執行役員（海外事業本部管掌・総務部
担当）
- 2020年8月 当社取締役専務執行役員（経理部担当）
- 2024年4月 当社取締役専務執行役員（経理部管掌）
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

加藤頼宣氏は、2012年6月から取締役として経営に参画するとともに、専務執行役員として経営企画、不動産、総務、人事に加え海外事業の分野を歴任し、中期経営計画の達成に向け強い指導能力を持って統括してまいりました。候補者は、豊富な経験と実績に基づく経営判断能力、経営執行能力を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

お 小 ぎ やま
小 古 山

再任

生年月日

1961年7月19日生

取締役会への出席状況

16回/17回

所有する当社の株式数

18,700株

のぼる
昇

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月 当社入社
2005年4月 当社東京建築センター工事長
2007年4月 当社国内建設事業本部建設企画部長
2009年4月 当社経営企画部長
2011年4月 当社社長室長
2012年4月 当社執行役員社長室長
2013年4月 当社執行役員国内建設事業本部事業統轄部長
2016年4月 当社執行役員九州支社長
2019年4月 当社常務執行役員国内建設事業本部長
2021年4月 当社常務執行役員総務部長
2023年6月 当社取締役常務執行役員（総務部担当）
2025年4月 当社取締役常務執行役員（総務部管掌）
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

小古山昇氏は、長年にわたり国内建設事業に携わり、2016年4月から九州支社長、2019年4月から国内建設事業本部長を歴任するなど、現場に精通した豊富な経験と知識を有しております。また、経営企画部長や総務部長等の本社機能に関する幅広い経験を有することから、当社の持続的成長及び企業価値の向上に貢献するものと期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

かわ むら もり やす
河村守康

再任 社外 **独立役員**

生年月日
1949年9月13日生

取締役会への出席状況
17回/17回

所有する当社の株式数
24,900株

社外取締役在任年数（本総会終結時）
10年

略歴、当社における地位及び担当

1973年4月 三菱地所株式会社入社
1981年10月 株式会社虎ノ門実業会館代表取締役専務
1985年11月 同社代表取締役社長
2015年6月 当社取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

公益財団法人濃飛会理事長

社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要

河村守康氏は、数多くの法人や団体における豊富な経営経験や実績を基に、当社の経営全般に対する助言・提言や、内部統制の強化に貢献されており、社外取締役としての職責を果たしております。当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

ふく だ まこと
福田誠

再任 社外 **独立役員**

生年月日
1942年6月20日生

取締役会への出席状況
17回/17回

所有する当社の株式数
12,400株

社外取締役在任年数（本総会終結時）
10年

略歴、当社における地位及び担当

1965年4月 八幡製鐵株式會社入社
1997年6月 新日本製鐵株式會社取締役鉄構海洋事業部長
1999年6月 不動建設株式会社専務取締役
2001年4月 同社代表取締役社長
2004年4月 成田国際空港株式会社監査役
2004年5月 当社入社非常勤顧問
2005年6月 九州石油株式会社常任監査役
2015年7月 当社取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要

福田 誠氏は、建設業界における経営者としての経験と知識を有しており、また、監査役として経営の監査に携わられた経験を基に、様々な助言を行うなど当社の経営監督機能及び内部統制の強化に貢献されており、社外取締役としての職責を果たしております。当社の経営に対し有益なご助言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

こ たか みつ はる
小 高 光 晴

再任 社外 独立役員

生年月日

1974年3月22日生

取締役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

14,800株

社外取締役在任年数（本總會終結時）

5年

略歴、当社における地位及び担当

- 2002年4月 株式会社マリンドリーム入社
- 2008年5月 同社取締役
- 2017年8月 関東興業株式会社入社
同社経理部長
- 2019年6月 同社取締役
- 2020年6月 当社取締役（現任）
- 2021年8月 株式会社マリンドリーム監査役（現任）
- 2022年6月 関東興業株式会社常務取締役（現任）
- 2023年1月 株式会社MBサービス代表取締役社長（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社マリンドリーム監査役
関東興業株式会社常務取締役
株式会社MBサービス代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由・期待される役割の概要

小高光晴氏は、当社グループと異なる事業分野で活躍されており、また、財務会計の幅広い知識を有しておられ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から独立性を持った経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりです。
小高光晴氏は、株式会社マリンドリームの監査役、関東興業株式会社の常務取締役及び株式会社MBサービスの代表取締役社長を兼任しております。各社と当社との間には「2. 会社の株式に関する事項(4) 大株主」に記載のとおり資本関係があり、関東興業株式会社は当社に工事の発注をしておりますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。
なお、他の候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 河村守康、福田 誠及び小高光晴の3氏は、社外取締役候補者であります。
小高光晴氏は、1999年10月から2002年3月までの間、当社の子会社である大島興業株式会社の業務執行者でありました。
なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において、3氏の再任が承認された場合、当社は引き続き3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 当社は、取締役河村守康、福田 誠及び小高光晴の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が定める額としており、本総会において、3氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担しております。本議案でお諮りする候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
当該保険契約は、特約部分も合わせ被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することを内容としております。なお、填補額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役中野功一郎、佐藤哲夫の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであり、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者
番号

1

なか の こういちろう
中野功一郎

再任

生年月日

1952年8月4日生

取締役会への出席状況

17回/17回

監査役会への出席状況

17回/17回

所有する当社の株式数

78,000株

略歴、当社における地位

1976年4月 株式会社三菱銀行入行
2000年11月 株式会社東京三菱銀行大和支社長
2002年4月 同社CAMSセンター所長
2006年6月 当社入社常勤顧問
当社常務執行役員取締役経理部長
2007年4月 当社常務執行役員取締役（経理部担当）
2009年4月 当社取締役常務執行役員（経理部担当）
2014年4月 当社取締役常務執行役員（経理部・業務監査部担当）
2016年4月 当社取締役
2016年6月 当社顧問
2017年6月 当社監査役
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

監査役候補者とした理由

中野功一郎氏は、当社で長年にわたり経理業務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、当社の取締役として会社経営に関与するなど、豊富な経験と知見を有していることから、経営全般の監視と有効な助言を期待し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

ごとう しゅん じ
後藤 俊 二

新任

生年月日

1958年3月6日生

所有する当社の株式数

14,600株

略歴、当社における地位

1981年3月 不動産株式会社入社
2004年4月 当社入社東京建築センター工事長
2008年4月 当社東京本店第四工事部長
2012年4月 当社東京本店品質管理部長
2015年4月 当社執行役員国内建設事業本部事業統轄部長
2016年4月 当社執行役員東京本店副本店長
2023年4月 当社常務執行役員技術本部長
2024年4月 当社常務執行役員国内建設事業本部長
2025年4月 当社顧問
現在に至る

重要な兼職の状況

なし

監査役候補者とした理由

後藤俊二氏は、当社で長年にわたり国内建設事業に携わり、国内建設事業本部事業統轄部長を務め、東京本店品質管理部長や技術本部長を歴任するなど、事業全般に係る豊富な経験と知見を有していることから、豊富な実務経験に立脚した有効な経営監視と助言を期待し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役中野功一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が定める額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、後藤俊二氏の選任が承認された場合、同氏の間にも上記と同じ内容の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担しております。本議案でお諮りする候補者のうち、再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後監査役として被保険者となります。
- 当該保険契約は、特約部分も合わせ被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することを内容としております。なお、填補額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

第3・4号議案が承認された後の取締役及び監査役が有する専門性と経験（スキルマトリックス）

氏名	企業経営 経営戦略	建設技術	営業	イノベーシ ョン・DX	人事・労務	財務・会計	法務・ コンプライ アンス
飯塚 隆	●	●	●	●			
大島 義信	●	●		●			
加藤 頼宣	●				●	●	●
小古山 昇	●	●	●		●		●
河村 守康	●					●	
福田 誠	●	●					
小高 光晴	●					●	
中野功一郎	●					●	
後藤 俊二		●		●			
山谷 耕平						●	●
関澤 秀哲	●				●		●

< 株主提案（第5号議案から第10号議案まで） >

第5号議案から第10号議案は、株主様からのご提案によるものであります。当社取締役会としては、後述のとおりいずれの議案にも反対しております。

なお、議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第5号議案 定款一部変更（創業家との取引内容の開示）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第8章 創業家との取引内容の開示</u> <u>(創業家との取引内容の開示)</u> <u>第36条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、大島義和、大島義信および公益財団法人大島育英会その他大島家が関与する者と取引を行った場合には、当該取引の内容を開示するものとする。</u>

（2）提案の理由

当社は、コーポレートガバナンスが欠如している。当社が保有し、時価総額の約40%に相当する100億円程度の価値があると提案株主が推計する東京・千代田の五番町ナカノビルは、1987年に当社元社長である大島義和名誉会長（当時は中野組社主）主導で建設され、当社がバブル崩壊後に、オフィスのある1-4階の区分所有権を大島氏などから順次取得した一方で、最上階5階に居住する大島氏の利便性を優先した構造が温存された。

具体的には、大島氏の居宅に隣接する4階屋上のバルコニーに大島氏がプールやテラスを設置し、敷地南側にある通用口から大島氏居宅の動線部分も併せて個人利用してきた。これらの利用料を大島氏が管理組合と当社に支払っていなかったことを当社は認めている。大島氏は当社の大株主であるところ、当社は大島氏に対して社会通念上相当な額を超える経済的な利益を供与している疑いがあり、株主権の行使に関する利益の供与（会社法120条1項）に該当する可能性があるとして指摘せざるを得ないが、有価証券報告書の関連当事者情報には記載されていない。

そもそも、大島氏の子息である大島義信氏や創業家と関係の深い取引先幹部が取締役に就くなど、当社は創業家支配の色彩が強く、創業家との不透明な取引は当社の企業価値を毀損している疑いがある。したがって、創業家との取引内容を開示し、株主が検証を行うことを可能にすることは少数株主保護に資する。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について「反対」いたします。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書の「原則1-7 関連当事者間の取引」において開示のとおり、当社が当社役員又は主要株主等と取引を行う場合には、それが創業家か否かにかかわらず、「取締役会規則」及び「職務権限規程」に基づき、当該取引につき重要な事実を取締役会に上程し決議する運営としております。また、当社は、ディスクロージャー・ポリシーや関連法令、上場規則等に則り、有価証券報告書において、関連当事者間取引の取引内容や金額をかねてより適切に開示しております。従いまして、本議案で提案された内容を定款に定める必要はないと考えております。

なお、本株主提案において、当社が区分所有する東京・千代田区のビルについて、当社の元取締役である大島義和氏の利便性を優先した構造が温存され、当社が同氏に対して社会通念上相当な額を超える経済的な利益を供与している疑いがある旨記載されていますが、当該ビルの区分所有者間の管理費や修繕費等の負担については、適切に管理運用されております。

第6号議案 定款一部変更（相談役・顧問等の廃止）の件

（1）議案の要領

当社の定款を以下のとおりに変更及び新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第21条（省略）</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、<u>取締役相談役</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>（代表取締役、<u>役付取締役および相談役・顧問等</u>）</p> <p>第21条（省略）</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3. <u>当会社は、当会社の取締役を退任した者を相談役、顧問等の名称を用いた役職者（以下「相談役・顧問等」）に就任させず、また、当会社の子会社又は関連会社の相談役・顧問等に就任させない。</u></p>

（2）提案の理由

第82期有価証券報告書によれば、当社は2024年3月末時点で199億円もの賃貸等不動産を保有しているが、直近でPBR（株価純資産倍率）が0.5倍程度の当社にとって、低利回りであるだけでなく、含み益を抱えて実質的なPBRを引き下げる保有不動産の見直しは喫緊の課題である。当社の少数株主軽視の象徴ともいえ、高級住宅街に位置する五番町ナカノビルは売却し、本社機能を集約することが当社の企業価値向上への方策となるが、大島義和名誉会長が居

住しているために、当社の資本効率を引き下げる大型資産として放置されている。

大島氏は、2004年に社長から退任したものの、相談役・顧問等の地位に相当する名誉会長のポストにあり、報酬も得ている。同ポストは創業家による実効支配の象徴であり、当社の経営陣が名誉会長の意向を忖度して、当社のキャピタル・アロケーションの見直しや果敢な意思決定に躊躇するリスクが高い。

経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(50頁)では、社長経験者が会社に相談役・顧問として残る場合、「会社経営についての責任を有さない相談役・顧問による現役の経営陣への不当な影響力の行使」や「誰が実質的に経営のトップを担っているかわからない事態が生じるという弊害」が生じる可能性を指摘している。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について「**反対**」いたします。

当社及び当社グループでは、名誉会長を含め元取締役が経営の意思決定に関する会議などには一切出席しておらず、当社の業務執行は、独立性と実効性を備えた取締役会の監督のもと、取締役社長をはじめとした経営陣幹部によって適切に行われておりますので、元取締役という地位により当社経営の意思決定に不当な影響を及ぼすようなことはございません。そのため、本議案で提案された内容を定款に定める必要はないと考えております。

第7号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第9章 資本コストの開示 (資本コストの開示) 第37条 当社は、 <u>当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当社が把握する資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。</u>

（2）提案の理由

当社は上場の意義が問われている。PBRの1倍割れだけでなく、当社コア事業である建設部門の事業価値（EV）がマイナスとなる水準まで株価が低迷する場面が頻出している。EVマイナスとは、プレミアムなしで当社が買収された場合、建設部門の事業がタダで手に入るうえに、お釣りが返ってくる異常なバリュエーションである。

背景にあるのは、過剰資本と資本コストをカバーできない資産の低い収益性にある。具体的には、2024年12月末時点で218億円ある現預金、固定資産に計上された投資有価証券45億円、2024年3月末で199億円ある賃貸等不動産といった、本業の建設業とは無関係で、資本コストに満たないリターンしか期待できないノンコア資産であり、その合計額は約460億円と直近時価総額の180%超に到達している。

こうした極端な低評価は、キャピタル・アロケーションを無視し続けた結果である。当社が

2025年3月に発表した中期経営計画は業績目標を掲げただけで、資本効率改善策の記載が皆無であり、バリュエーション向上の意思を欠き、少数株主保護にもとる。

過剰資本は、事業リスク以上の資本コストと本業で稼ぐ力を十分に反映しない株主資本利益率（ROE）をもたらすが、当社の中期経営計画は、具体的なROE目標を掲げておらず、最適な資本構成に関する議論に乏しい。資本コストをカバーしない事業の徒な拡大は当社株式バリュエーションのディスカウントをさらに大きくするだけである。

2023年に11月に開示した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」において、当社は株主資本コストを約5.1%と算定しているが、PBRがその後も大幅に1倍を下回っており、また、保有不動産の含み益を勘案した実質的なPBRはさらに低くなるため、同算定は非現実的である。

当社が2025年3月に発表した成長戦略のリターンが資本コストを上回ることが不透明であることから、株主から見た資本コスト（株主資本コスト）だけでなく、事業のハードルレートたる資本コスト（加重平均資本コスト、WACC）を適切に把握、定期的に開示することは少数株主の利益に資する。

東京証券取引所が2023年1月30日に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる」とした上で、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている（すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる）会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」としている。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について「**反対**」いたします。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの原則5-2に従い、自社の資本コストを的確に把握したうえで、2026年3月期から2028年3月期の3ヵ年とする中期経営計画「中計86」を策定・公表しており、その中で、収益力向上や事業成長に向けた投資計画、及び株主還元方針等に関する目標を提示しております。

当社取締役会としては、資本コストの開示に関しては、上記コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえつつ、株主様との対話の状況や当社の経営戦略とその遂行状況、さらには当社が置かれた経営環境等を踏まえて、その都度判断すべき事項であり、本議案で提案された内容を定款に定める必要はないと考えております。

第8号議案

定款一部変更（取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示）の件

（1）議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(取締役の報酬等) 第23条（省略） <u>2. 取締役および相談役・顧問等の報酬等については、毎年、事業報告および有価証券報告書において、個別に報酬額、内容および決定方法を開示する。</u>

（2）提案の理由

PBR 1倍割れと実質的なEVマイナスが恒常化する当社においては、少数株主の利益を無視していると言わざるをえない。しかも、創業家の実効的支配と利益相反の可能性の高い取引を看過しており、当社の取締役会には、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、資本効率面でも経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、少数株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるのが提案の趣旨である。

そもそも、取締役の個別報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示す。よって、コーポレートガバナンスとキャピタル・アロケーションの問題の原因を明らかにすべく、取締役および相談役・顧問等の報酬の個別開示が必要となる

コーポレートガバナンス・コードは、「原則4-2. 取締役会の役割・責務（2）」の補充原則4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない。実際のところ、当社が2024年12月16日に開示したコーポレートガバナンス報告書によると、当社取締役の報酬は資本効率やROEといった少数株主の利益に資する指標に連動していないだけでなく、固定報酬のみであり、大島義和名誉会長の報酬も開示されていない。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について「**反対**」いたします。

当社の取締役の報酬は固定報酬としておりますが、その個別の報酬額は、職位、在任年数、職務執行に対する評価及び会社業績等を総合的に勘案して定めることを基本方針としております。また、個別の報酬額の決定は代表取締役社長に一任されておりますが、代表取締役社長は、上記の事項を勘案し、かつ、他の取締役とも協議の上でこれを決定しております。また、当社は、これまでも法令に従い、取締役の各年度の報酬等については、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を有価証券報告書において適正に開示しております。このような状況を踏まえれば、本議案で提案された内容を定款に定める必要はないと考えております。

第9号議案 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金75円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金75円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2025年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由

当社株式に対する極端な低評価は、最適なキャピタル・アロケーションを無視して、資本効率の悪化を招く多額の現預金、投資有価証券、賃貸等不動産を温存し、それらに対応する過剰資本を放置した結果である。株主資本の肥大化がさらに膨らみ、PBR1倍割れと実質的なEVマイナスが長期化することで、企業・株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、当社の資本効率が悪化し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、本格的な株主還元を踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードは、「原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表」において、「経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の

資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実施するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。」と定めるが、当社が2025年3月に発表した中期経営計画は、PBR改善に向けた数値的な具体性に欠け、当社は「株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明」することを怠っている。

そこで、少なくとも100%の配当性向が必要となり、上記(1)に記載のとおり、2025年3月期の当社業績見通しの1株当たり75円を株主に配当するよう提案するものである。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について「**反対**」いたします。

当社は従来より、株主の皆様に対する利益還元と財務体質の強化を基本課題とし、業績と将来の見通しを勘案のうえ、配当を行う方針としております。その配当方針を踏まえ、2025年3月28日付に開示いたしました2026年3月期(第84期)から2028年3月期(第86期)の3ヵ年を計画期間とする、新中期経営計画「中計86」のもと、中長期的な成長と収益力向上に向けた投資計画のための資金確保と事業継続性の維持に必要な資金確保の両面から考慮して、株主還元を実施していく方針としております。具体的には、当該3ヵ年におけるDOE1.5%を下限値とし、配当性向30%を目安に財務健全性の維持向上と成長に向けた投資総額を50億円と設定することで、国内建設事業のさらなる収益性改善と海外建設事業の拡大を目指すための成長投資を重視する方針としております。なお、これらの方針に基づき、2025年3月期の年間配当につきましても、2025年5月9日に公表のとおり、1株当たり22円とすることを予定しております。

第10号議案 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数530万株、取得価格の総額39億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

時価総額に対して不釣り合いに大きい金融投資資産や過剰資本を放置したままでは、非効率的な資本配分を是正できないため、PBRの1倍割れが恒常化し、実質的なEVのマイナス幅が拡大する可能性も高い。

よって、抜本的な自社株買いが必要となる。上述のとおり、現預金や本業に資さない投資有価証券や賃貸等不動産などノンコア資産を時価総額の180%超も抱えているため、自己株式の取得原資は十分にある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の20%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案について「**反対**」いたします。

当社は、前述のとおり中期経営計画「中計86」を策定し、国内建設事業のさらなる収益性改善と海外建設事業の拡大を図ることで、経営基盤の改革を推進していく方針としております。また、株主還元方針としては、財務健全性の維持向上と成長に向けた投資の財源確保を考慮して、DOE1.5%を下限値とし、配当性向30%を目安に安定的な株主還元を実施していくこととしております。これに対し、本議案のように多額の資金を費やし自己株式取得を実施することは、「中計86」に基づく成長投資等を困難にし、当社の企業価値向上や持続的成長に資するものではないと考えております。

以上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用や所得環境の改善が進み、緩やかな回復基調で推移しましたが、不安定な国際情勢や為替相場の変動に加え、更なる物価上昇が懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況となりました。

国内建設市場におきましては、政府建設投資が底堅く推移したことや、民間の非住宅建設投資を中心に持ち直しの動きも見られましたが、建設資材価格の高止まりや、慢性的な技能労働者不足の問題が深刻化しており、依然として厳しい受注環境で推移いたしました。

また、当社が進出している東南アジアの海外建設事業におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による長引く低迷から一転し、労務環境や建設需要が回復し始めたことで、受注環境は改善傾向となりました。一方で、堅調な景気を下支えてきた輸出が、米国通商政策の影響により減速し、景気が停滞する懸念も残るなど、予断を許さない事業環境は当面続くものと考えられます。

このような状況のなか、当社グループは、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画「中計83」の目標を達成すべく、国内建設事業におけるソリューション営業の推進と、工事採算性の高いリノベーション工場の受注拡大や、海外建設事業における国内外拠点の連携強化による営業領域の拡大や人材育成、工事合理化による利益改善等の各種施策を推進し、収益基盤の改善に向けて一定の成果を得ることができました。

「中計83」の各種施策の推進により、工事採算性の改善は見られたものの、新型コロナウイルス感染症の長期化や、時間外労働の上限規制の適用開始、労務費や物価上昇等の外部要因による影響を受けたことで、売上高・営業利益とも数値目標を下回る結果となりました。

これらの結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度の建設受注高は、1,428億9千5百万円（前期比307億9千3百万円増）となりました。当期受注の主なものは、国内では、ミヨシ油脂株式会社 KMS新工場建設工事「発注者 ミヨシ油脂株式会社」、ダイキンファインテック新工場建設プロジェクト「発注者 ダイキンファインテック株式会社」、大熊ダイヤモンドデバイス第1工場新築工事「発注者 大熊ダイヤモンドデバイス株式会社」、(仮称)西浅草サウス計画新築工事「発注者 第一

リアルター株式会社」などであります。また、海外では、SAM 工場第3期工事（タイ）「発注者 SAM Precision (Thailand) Ltd.」、パーカープロセッシングベトナム第2工場新築工事（ベトナム）「発注者 Parker Processing Vietnam Co.,Ltd.」などを受注いたしました。

当連結会計年度の売上高は、建設事業1,090億8千4百万円（前期比30億8千6百万円増）に不動産事業他14億5千4百万円（前期比3千6百万円増）を合わせ、1,105億3千8百万円（前期比31億2千3百万円増）となりました。

当期完成工事の主なものは、国内では、株式会社児湯食鳥 都城工場建設計画「発注者 株式会社児湯食鳥」、(株)ピックルスコーポレーション茨城工場新築工事「発注者 株式会社ピックルスコーポレーション」、(仮称)住友理工株式会社 新工場新築工事「発注者 住友理工株式会社」、株式会社サクラクレパス 新倉庫棟計画「発注者 株式会社サクラクレパス」などあります。また、海外では、One north Eden 新築工事（シンガポール）「発注者 P&T Consultants Pte Ltd.」、アーデンテックセミコンダクター試験施設新築工事（シンガポール）「発注者 Ardentec Singapore Pte.Ltd.」、SGLワンノイ倉庫新築工事（タイ）「発注者 Sumitomo Global Logistics (Thailand) Co., Ltd.」、バンコク パタナスクール テニスセンター新築工事（タイ）「発注者 Bangkok Patana School Foundation」などあります。

以上の結果、連結の次期繰越工事高は、1,536億3千6百万円（前期比338億1千1百万円増）となりました。当連結会計年度の損益面におきましては、営業利益32億8千万円（前期比9千5百万円増）、経常利益は37億2千4百万円（前期比1億1千万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億4百万円（前期比2億5千8百万円増）となりました。

<受注高・売上高・繰越高>

① 連結

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国 内	86,581	78,804	81,060	84,325
	海 外	33,242	64,090	28,023	69,310
	計	119,824	142,895	109,084	153,636
不 動 産 事 業		—	—	1,320	—
そ の 他 の 事 業		—	—	134	—
合 計		119,824	142,895	110,538	153,636

(注) 不動産事業及びその他の事業では、受注生産を行っていないことから、売上高以外の計数はございません。

② 個別

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	81,885	74,014	75,949	79,951
	土 木	3,721	1,906	2,502	3,125
	計	85,607	75,921	78,452	83,076
不 動 産 事 業		—	—	1,289	—
そ の 他 の 事 業		—	—	87	—
合 計		85,607	75,921	79,828	83,076

(注) 不動産事業及びその他の事業では、受注生産を行っていないことから、売上高以外の計数はございません。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

特記すべき重要な設備投資及び資金調達はありません。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区	分	第80期 (2021年度)	第81期 (2022年度)	第82期 (2023年度)	第83期 (当連結会計年度) (2024年度)	
受	注	高	99,807	121,538	112,102	142,895
売	上	高	96,470	114,459	107,415	110,538
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)		△1,594	1,914	2,645	2,904	
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)		△46.39円	55.72円	76.98円	84.51円	
総	資	産	82,190	79,673	80,616	80,669
純	資	産	35,576	37,839	42,159	44,458

(注) 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、政府による補正予算の効果や、消費活動の回復等による企業収益の持ち直しを背景に、公共・民間建設投資とも建設需要が総じて堅調に推移していくことが見込まれます。一方で、わが国での超高齢化社会、いわゆる「2025年問題」に突入し、建設業界における労働人口減少の更なる深刻化の他、米国の関税政策による資材価格等への更なる影響懸念など、予断の許されない経営環境が継続していくものと考えられます。

このような環境に対応すべく、当社グループは、前中期経営計画の策定時に掲げた長期ビジョンを承継し、「経営基盤の改革」を推進するため、「国内建設事業のさらなる収益性改善と海外建設事業の拡大」を基本方針とする、3か年の新たな中期経営計画「中計86」をスタートさせております。

国内建設事業におきましては、収益力向上を主軸とした施策推進や、人材確保と技術力の向上・次世代への技術継承が喫緊の課題と捉えております。

その重要施策として、一つ目は「顧客対応の迅速化」を図るため、業務内製化や部署間の連携強化のための組織づくりを推進してまいります。二つ目は、「人材力の充実」であり、経験重視の人材育成と次期リーダーの育成を推進してまいります。三つ目は「収益力向上」を目指し、工事採算性の高いリノベーション事業強化と、協力会社との連携強化を推進してまいります。四つ目は「土木事業拡大」のため、人材獲得とM&Aによる更なる事業拡大を検討してまいります。

海外建設事業におきましては、海外進出から約50年の経験・ノウハウを活かした東南アジア圏での営業拡大を望めることから、更なる成長を目指すための人材育成や事業拡大を主軸とした施策を推進してまいります。

その重要施策として、一つ目は「建設事業拡大」を目指し、営業情報と事業エリアの拡大を図ってまいります。二つ目は「拠点体制拡充」とし、東南アジアの5拠点における増員を含めた人材の確保と育成、拠点間の連携強化を推進してまいります。三つ目は「収益力向上」のため現場対応力と原価管理力の強化を推進してまいります。四つ目は「収益基盤強化」であり、M&Aや非建設事業参入への検討を進めてまいります。

不動産その他事業におきましては、安定したキャッシュフローの維持を基本方針とし、収益力強化や再生エネルギー事業の拡大等の検討を進めてまいります。

以上のとおり「中計86」の各種施策を着実に実行することで、経営基盤の改革を促し、中長期的な成長に向けた基礎づくりを実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒倍日のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、当社、国内子会社10社及び海外子会社5社により構成されており、建設事業及び不動産事業を主な内容として事業活動を展開しております。

(6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

国内	本店	(東京都千代田区九段北四丁目2番28号)		
	東京本店	(東京都千代田区)	東北支社	(宮城県仙台市)
	名古屋支社	(愛知県名古屋市)	大阪支社	(大阪府大阪市)
	九州支社	(福岡県福岡市)	土木部	(東京都千代田区)
	台東支店	(東京都台東区)	北海道支店	(北海道札幌市)
	北東北支店	(青森県八戸市)	東関東支店	(千葉県千葉市)
	北関東支店	(埼玉県さいたま市)	横浜支店	(神奈川県横浜市)

② 子会社の主要な事業所

国内	株式会社NFリアルティ (東京都千代田区)
	株式会社NFエージェンシー (東京都千代田区)
	株式会社トライネットホールディングス (長野県飯田市)
海外	ナカノシンガポール (PTE.) LTD. (シンガポール)
	ナカノコンストラクションSDN.BHD. (マレーシア)
	PT.インドナカノ (インドネシア)
	タイナカノCO.,LTD. (タイ)
	ナカノベトナムCO.,LTD. (ベトナム)

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 連結

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,357名	26名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

② 個別

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
783名	24名増	45.6歳	16.7年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
株式会社NFリアルティ	30百万円	100 %	不動産事業
株式会社NFエージェンシー	100百万円	100	不動産事業
株式会社トライネットホールディングス	81百万円	100	建設事業・不動産事業
ナカノシンガポール (PTE.) LTD.	15,000千SGD	100	建設事業
ナカノコンストラクションSDN.BHD.	1,000千MYR	100 (100)	建設事業
PT.インドナカノ	10,000百万IDR	100 (100)	建設事業
タイナカノCO.,LTD.	15,000千THB	49 (49)	建設事業
ナカノベトナムCO.,LTD.	500千USD	100 (100)	建設事業

- (注) 1. 議決権の所有割合 () 内は、間接所有割合で内数であります。
 2. タイナカノCO.,LTD.は、当社の持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。
 3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は15社であります。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	168 百万円
株式会社商工組合中央金庫	100
株式会社みずほ銀行	68
株式会社山梨中央銀行	68
株式会社横浜銀行	50

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 154,792,300株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 34,498,097株 |
| (3) 株主数 | 5,080名 |

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人大島育英会	6,756 千株	19.66 %
関東興業株式会社	4,350	12.65
大島義和	3,090	8.99
株式会社マリンドリーム	2,100	6.11
株式会社MBサービス	1,750	5.09
株式会社三菱UFJ銀行	1,647	4.79
MSIP CLIENT SECURITIES	1,057	3.07
立花証券株式会社	906	2.63
ナカノ友愛会投資会	904	2.63
ナカノ従業員持株会	606	1.76

(注) 上記持株比率は、自己株式（133,324株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	飯 塚 隆	
取締役副社長	大 島 義 信	関東興業株式会社取締役
取 締 役	加 藤 頼 宣	専務執行役員
取 締 役	棚 田 弘 幸	専務執行役員
取 締 役	小古山 昇	常務執行役員
取 締 役	河 村 守 康	公益財団法人濃飛会理事長
取 締 役	福 田 誠	
取 締 役	小 高 光 晴	株式会社マリンドリーム監査役 関東興業株式会社常務取締役 株式会社MBサービス代表取締役社長
常勤監査役	中 野 功一郎	
常勤監査役	佐 藤 哲 夫	
監 査 役	山 谷 耕 平	弁護士（山谷法律事務所）
監 査 役	関 澤 秀 哲	

- (注) 1. 取締役のうち河村守康、福田 誠及び小高光晴の3氏は、社外取締役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち山谷耕平及び関澤秀哲の両氏は、社外監査役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 社外監査役山谷耕平氏は、金融業界での経理業務の経験と税理士資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 執行役員（2025年3月31日現在）

役 位	氏 名	担当又は主な役職
取締役 専務執行役員	加 藤 頼 宣	経理部管掌
取締役 専務執行役員	棚 田 弘 幸	海外事業本部管掌
取締役 常務執行役員	小古山 昇	総務部担当
常務執行役員	後 藤 俊 二	国内建設事業本部長
常務執行役員	吉 村 哲 志	大阪支社長
執行役員	木 下 優	国内建設事業本部副本部長
執行役員	村 松 正 秀	海外事業本部長
執行役員	石 渡 一 徳	東京本店長
執行役員	高 尾 功	名古屋支社長
執行役員	前 澤 孝	経理部長
執行役員	佐 藤 夏 樹	海外事業本部総務部長

(注) 1. 2025年4月1日付で、片岡 清、片岡和男、松本正雄、澤里純市の4氏が執行役員に就任いたしました。

2. 当期中の退任執行役員

氏 名	退任時の役位
沓 沢 陽 一	執 行 役 員 (2025年1月2日)
棚 田 弘 幸	専務執行役員 (2025年3月31日)
後 藤 俊 二	常務執行役員 (2025年3月31日)
吉 村 哲 志	常務執行役員 (2025年3月31日)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、非業務執行取締役（社外取締役を含みます。）及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。この定めにより、社外取締役河村守康、福田 誠、小高光晴の3氏並びに監査役中野功一郎、佐藤哲夫、山谷耕平、関澤秀哲の4氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

非業務執行取締役（社外取締役を含みます。）及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負担するものとし、責任限度額を超える部分については、当然に免責されるものであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め全額当社が負担しております。

当該保険契約は、特約部分も合わせ被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することを内容としております。なお、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求及び法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は、保険契約により填補されず、また、填補額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 役員報酬等の内容の決定等に関する事項

① 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、2008年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与等を含まないものとする。）と決議されております。当該第66回定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名）であります。

監査役の報酬については、2008年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額7千万円以内と決議されております。当該第66回定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

イ. 決定方針の内容の概要及び決定方法

2024年6月27日の取締役会において、各取締役の報酬については、毎月の固定報酬のみで構成すること、各取締役の職位、在任年数、職務執行に対する評価及び会社業績等を総合的に勘案する方針のもと代表取締役社長飯塚 隆に一任する旨を決議しております。

ロ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が代表取締役社長飯塚 隆によって適切に定められるよう、報酬額の決定にあたっては、他の取締役とも協議の上でこれを決定しております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

決定方針の内容の概要及び決定方法は次のとおりであります。

監査役の報酬額については、2008年6月27日開催の第66回定時株主総会において、報酬額年額7千万円以内の範囲内で決議されており、その個人別の報酬額については監査役の協議により決定されております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

委任を受け決定した者の氏名、地位及び担当並びに委任された権限の内容・理由等

当事業年度においては、2024年6月27日開催の取締役会において、代表取締役社長飯塚 隆に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の毎月の固定報酬の額の決定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の当社事業に関する貢献度や評価に基づく固定報酬額を決定するには代表取締役社長が最も適していると判断しているからであります。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分		報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)
			固定報酬	
取締役(社外取締役を除く)		139	139	5
監査役(社外監査役を除く)		23	23	2
社外役員	社外取締役	20	20	3
	社外監査役	15	15	2
	計	35	35	5
合計		198	198	12

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役河村守康氏の重要な兼職先である公益財団法人濃飛会と当社の間には重要な取引その他関係はありません。

社外取締役小高光晴氏の重要な兼職先である株式会社マリンドリーム、関東興業株式会社、及び株式会社MBサービスの3社について、各社と当社との間には「2.会社の株式に関する事項(4)大株主」に記載のとおり資本関係があり、また、関東興業株式会社は当社に工事の発注をしておりますが、一般株主との利益相反となるような特別な関係はありません。

社外監査役山谷耕平氏の重要な兼職先である山谷法律事務所と当社の間には重要な取引その他関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役河村守康氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外取締役福田 誠氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外取締役小高光晴氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外監査役山谷耕平氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

す。

社外監査役関澤秀哲氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役河村守康氏は、客観的・中立的な立場から、その幅広い見識を当社の経営に活かし、積極的に経営全般に対する助言並びに意見を述べております。また、平素より緊密な連携を取り、適宜意見交換をしております。

社外取締役福田 誠氏は、取締役会において必要に応じ意見を述べるほか、適宜取締役と相互のコミュニケーションを取り、経営者としての経験に基づく専門的見地から経営上の管理・監督・助言を行っております。

社外取締役小高光晴氏は、当社グループと異なる事業分野で活躍された豊富な経験と財務会計の幅広い知識を基に、当社組織及び事業に対する多角的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況（2025年3月31日現在）

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法の遵守はもとより、高い倫理観をもつ品位ある企業として社会に信頼され、また、社会に貢献するため、社是を基本理念とする行動憲章を定め、コンプライアンス体制維持の基本原則としております。
- ② 当社は、コンプライアンス担当部署として、コンプライアンス部を設置し、コンプライアンスに関する教育、指導を充実させ、職務執行が法令、定款及び当社諸規程に適合しているかチェックを行い、不断の努力によりコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。
- ③ 当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、内部通報制度を導入しております。
- ④ 当社は、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除することを行動憲章に明記し、コンプライアンス・マニュアルの全役職員への配布、不当要求に関する対応研修会の開催及び対応窓口の整備等により全社的なバックアップ体制を整えております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、同じ。）の取扱いは、当社文書管理規程及びその他の規程に従い適切に保存し管理しております。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制となっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、全社的なリスク管理が適切に行われているかをコンプライアンス部が統括して行っております。
- ② コンプライアンス部は、各担当部署が抽出したリスクについて分析し、全社的な見地から効果的にリスクを把握できる体制となっております。
- ③ コンプライアンス部が行う内部監査によって発見されたリスクは、適宜定められた手順により取締役会及び監査役会に報告されております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入しており、経営上重要な意思決定・監督機能と業務執行を分離することにより、業務の効率化を図っております。

- ② 当社は、中期計画及び単年度計画を策定しており、執行役員はその達成に向けて業務を遂行し、取締役会においてその進捗状況を管理しております。
- ③ 当社は、取締役会のもとに取締役社長が議長を務める経営会議を設け、取締役会での経営判断が効率的となるよう事前協議を行っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、国内におきましては総務部、海外におきましては海外事業本部がそれぞれグループ会社の業務遂行状況を把握しております。
- ② 当社は、関係会社管理規程の定めにより、グループ会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、グループ会社との間で定期的に会議を開催し、情報の伝達及び共有化を図るとともに、グループ会社の取締役等の業務執行が効率的に行われることを確保する体制となっております。
- ③ 当社は、グループ会社の事業推進に伴う損失の危険管理について、リスクの識別及び管理の重要性を認識、評価し分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制の構築に努めております。
- ④ 当社とグループ会社間の取引は適正に行われており、また、必要に応じ業務監査を行う体制となっております。
- ⑤ 当社は、内部監査規程その他関連する社内規程の定めにより、グループ会社の取締役等の業務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制となっております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からの要請があった場合には補助すべき使用人（以下、「監査役担当」という。）を選任できることといたします。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役担当の人事異動等については、事前に監査役会に報告し、了承を得ることといたします。
- ② 監査役担当は、他の業務を兼務することなく、監査役の指揮命令の下職務を遂行し、また、その評価について監査役の意見を尊重することといたします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 常勤監査役は、取締役会に出席するだけでなく、社内会議等の資料を閲覧し、業務執行上の重要な情報を適時入手し意見を述べるができる体制となっております。
- ② 当社及びグループ会社の役職員は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

③ 当社は、業務監査の状況及び内部通報制度の通報状況を監査役に速やかに報告できる体制を構築しております。

④ 当社は、監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス部と監査役会との間で密接な連携を取り、監査役の監査が実効的に行われる体制となっております。

② 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求により、当社は速やかに支払うことといたします。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図ることといたします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のコンプライアンス部がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報制度を導入しており、グループ各社に開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社は、コンプライアンス部を設置し、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取組む体制を構築しております。

コンプライアンス部は、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っております。

また、コンプライアンス部は財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしております。監査等の結果は担当取締役及び監査役へ随時報告を行っております。

(4) 品質・環境・安全衛生に関する管理

当社は、内部監査部門であるコンプライアンス部が品質・環境に関する施策を、安全品質環境支援部が安全衛生に関する施策を統括し、方針に従い適確に実行されているかを監視し、必要に応じて是正措置の指導を行うとともに、その結果を経営会議へ報告しております。

また、取締役会は、会社の品質・環境・安全衛生に関する活動を監督するとともに、会社の持続的な成長とステークホルダーとの適切な協働の観点から、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に積極的・能動的に取り組むよう努めております。

(5) 監査役の監査

監査役会は、独立社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、毎月開催の定例監査役会において、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行うとともに、四半期ごとに会計監査人及び関係部門との意見交換を行うほか、必要に応じて各部門への往査を行っておりますので、監査役の監査が実効的に行われることが確保されております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	54,430	流動負債	33,855
現金預金	20,961	支払手形・工事未払金等	20,201
受取手形・完成工事未収入金等	26,921	短期借入金	624
未成工事支出金	1,826	未払法人税等	610
不動産事業支出金	45	未成工事受入金	9,796
棚卸不動産	19	完成工事補償引当金	267
材料貯蔵品	3	工事損失引当金	9
未収入金	2,447	賞与引当金	787
その他	2,392	その他	1,558
貸倒引当金	△187	固定負債	2,355
固定資産	26,238	長期借入金	50
有形固定資産	18,088	繰延税金負債	1,089
建物・構築物	5,971	役員退職慰労引当金	45
機械・運搬具・工具器具・備品	632	退職給付に係る負債	336
土地	11,353	その他	834
リース資産	130	負債合計	36,210
建設仮勘定	0	純資産の部	
無形固定資産	1,702	株主資本	39,180
のれん	277	資本金	5,061
借地権	1,282	資本剰余金	1,400
その他	142	利益剰余金	32,754
投資その他の資産	6,448	自己株式	△36
投資有価証券	4,402	その他の包括利益累計額	3,655
退職給付に係る資産	1,473	その他有価証券評価差額金	1,450
繰延税金資産	55	為替換算調整勘定	1,557
その他	527	退職給付に係る調整累計額	647
貸倒引当金	△11	非支配株主持分	1,622
資産合計	80,669	純資産合計	44,458
		負債純資産合計	80,669

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	109,084	
不動産事業売上高	1,320	
その他の事業売上高	134	110,538
売上原価		
完成工事原価	99,137	
不動産事業売上原価	540	
その他の事業売上原価	91	99,769
売上総利益		
完成工事総利益	9,946	
不動産事業総利益	780	
その他の事業総利益	43	10,769
販売費及び一般管理費		7,488
営業利益		3,280
営業外収益		
受取利息及び配当金	446	
持分法による投資利益	3	
その他	34	484
営業外費用		
支払利息	19	
為替差損	19	
その他	1	40
経常利益		3,724
特別利益		
固定資産売却益	9	
投資有価証券売却益	85	
その他	2	97
特別損失		
訴訟関連損失	29	
示談金	70	
その他	14	114
税金等調整前当期純利益		3,708
法人税、住民税及び事業税	874	
法人税等調整額	△104	770
当期純利益		2,937
非支配株主に帰属する当期純利益		33
親会社株主に帰属する当期純利益		2,904

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	5,061	1,400	30,400	△35	36,826
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△549		△549
親会社株主に帰属する当期純利益			2,904		2,904
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,354	△0	2,353
2025年3月31日残高	5,061	1,400	32,754	△36	39,180

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
2024年4月1日残高	1,470	1,473	886	3,830	1,502	42,159
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△549
親会社株主に帰属する当期純利益						2,904
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△19	84	△239	△174	120	△54
連結会計年度中の変動額合計	△19	84	△239	△174	120	2,299
2025年3月31日残高	1,450	1,557	647	3,655	1,622	44,458

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 15社

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

主要な連結子会社の名称

株式会社NFリアルティ、株式会社NFエージェンシー、株式会社トライネットホールディングス、ナカノシンガポール (PTE.) LTD.、ナカノコンストラクションSDN.BHD.、PT.インドナカノ、タイナカノCO.,LTD.、ナカノベトナムCO.,LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称 竜峡レミコン株式会社他2社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

主要な会社等の名称 国立泉学校給食株式会社他1社

持分法を適用していない理由

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手續について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社トライネットホールディングス及びそのグループ子会社の決算日は1月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等…………… 主として移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

不動産事業支出金…………… 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

棚卸不動産…………… 個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

材料貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。在外連結子会社は、主として定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）及びのれん

無形固定資産（リース資産を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんについては、5年間の定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社は、個別債権の回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

当社及び国内連結子会社は、完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に備えるため、過年度の実績に基づき当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

③工事損失引当金

当社は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち重要な損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

④賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対し支給する賞与の支払に充てるため、実際支給見込額を基礎として当連結会計年度に対応する額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社グループは建築物等の建設及び設計を請け負う総合建設業を主たる事業として営んでおり、顧客との契約に基づいた仕様での建物等の建設及び設計を行い、契約対価と引き換えに、顧客へ引き渡すことが主たる義務となっております。

当社グループが収益を認識する時点は、主として財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

II 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。これらによる連結計算書類への影響はありません。

III 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他の 事業 (注)	合計
	建設事業			不動産事業				
	日本	東南 アジア	計	日本	東南 アジア	計		
一時点で移転される財	3,876	—	3,876	6	—	6	133	4,016
一定の期間にわたり移転される財	77,183	28,023	105,207	11	—	11	0	105,218
顧客との契約から生じる収益	81,060	28,023	109,084	17	—	17	134	109,235
その他の収益	—	—	—	1,299	3	1,303	—	1,303
外部顧客への売上高	81,060	28,023	109,084	1,317	3	1,320	134	110,538

(注) 「その他の事業」は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、再生可能エネルギー事業（太陽光・風力発電事業）及び保険代理業等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	10,765	8,899
契約資産	11,318	18,022
契約負債	6,951	9,796

契約資産は、主に工事請負契約等により、進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求の完成工事未収入金であり、これらは、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に工事請負契約等における顧客からの未成工事受入金であります。これらは、収益の認識に伴い、取り崩されます。

当連結会計年度において、契約資産が6,703百万円増加した主な理由は、履行義務の充足による増加及び契約条件に従った対価の受領による減少であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が2,844百万円増加した主な理由は、未成工事受入金の受領による増加及び履行義務の充足による減少であります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務に対して認識した収益に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、153,640百万円であります。当該残存履行義務は、主に工事請負契約に関するものであり、工事の進捗に応じて最長4年間で収益を認識することを見込んでおります。

Ⅳ 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」（前連結会計年度0百万円）については、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

V 会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高 105,207百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上は、主に財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法によっており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。当該見積りは、労務費及び資機材費の高騰などにより、総工事原価見積額や発生原価が当初の見積りより大幅に増加した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、一定期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

VI 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

下記の資産は、短期借入金354百万円の担保に供しております。

なお、投資有価証券951百万円には、当社の関係会社と金融機関との間で締結した融資契約に基づき担保とした関係会社株式4百万円を含んでおります。

建物	501百万円
土地	5,487百万円
投資有価証券	951百万円
計	<hr/> 6,940百万円

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額 6,993百万円

3. 保証債務

ナカノシンガポール (PTE.) LTD.及びその子会社の受注工事に係る金融機関等の工事履行保証に対する債務保証	7,758百万円
--	----------

4. 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示することとしております。

なお、当連結会計年度末においては、工事損失引当金に対応する未成工事支出金はありません。

Ⅶ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

34,498,097株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	549	16.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	756	利益剰余金	22.00	2025年3月31日	2025年6月27日

Ⅷ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等により行い、また、資金調達については金融機関借入等による方針であります。デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループは、リスク管理方針に基づき各金融商品ごとに管理しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び与信管理を行うことにより、主な取引先の信用状況を把握する体制となっております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに対しては、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

借入金の流動性リスクに対しては、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内管理規程に基づき、実行及び管理を行っており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関と取引を行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金 (※2)	26,921 △177		
	26,743	26,743	—
(2) 投資有価証券 (※3)			
其他有価証券			
株式	2,881	2,881	—
社債	99	99	—
その他	13	13	—
資産計	29,739	29,739	—
長期借入金 (※4)	204	203	△0
負債計	204	203	△0

(※1) 現金預金、支払手形・工事未払金等、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、また、長期貸付金については、重要性が乏しいため、それぞれ記載を省略しております。

(※2) 受取手形・完成工事未収入金等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額1,407百万円) は、市場価格のない株式等に該当するため、「投資有価証券」には含めておりません。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,881	—	—	2,881
社債	—	99	—	99
その他	—	13	—	13
資産合計	2,881	113	—	2,995

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
受取手形・完成工事未収入金等	—	26,743	—	26,743
資産合計	—	26,743	—	26,743
長期借入金	—	203	—	203
負債合計	—	203	—	203

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類し、社債及びその他については市場での取引頻度は低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を回収までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と新規に同様の借り入れを行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

IX 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都及びその他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設及び賃貸住宅を所有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は759百万円（賃貸収益は不動産事業売上高に、賃貸費用は不動産事業売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期中増減額	当連結会計年度 期末残高	当連結会計年度 期末時価
13,205	△118	13,086	22,790

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2 期中増減額のうち、主な増加額は、不動産取得（72百万円）などによるものであり、主な減少額は、減価償却（203百万円）などによるものであります。
 3 期末時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づく金額又は自社で合理的に算定した金額であります。

X 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,246円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 84円51銭 |

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	31,636	流動負債	24,865
現金預金	5,670	支払手形	148
受取手形	8	電子記録債務	3,947
電子記録債権	458	工事未払金	8,402
完成工事未収入金	21,127	短期借入金	624
未成工事支出金	692	リース債務	59
不動産事業支出金	43	未払法人税等	547
材料貯蔵品	1	未成工事受入金	9,010
未収入金	1,651	完成工事補償引当金	266
その他	1,987	工事損失引当金	9
貸倒引当金	△4	賞与引当金	765
		その他	1,083
固定資産	25,442	固定負債	1,116
有形固定資産	17,032	長期借入金	50
建物・構築物	5,480	リース債務	81
機械・運搬具	286	繰延税金負債	259
工具器具・備品	106	退職給付引当金	45
土地	11,031	その他	679
リース資産	127		
無形固定資産	250	負債合計	25,981
借地権	122	純資産の部	
その他	128	株主資本	29,804
投資その他の資産	8,160	資本金	5,061
投資有価証券	2,798	資本剰余金	1,400
関係会社株式	4,440	資本準備金	1,400
前払年金費用	528	利益剰余金	23,378
その他	404	その他利益剰余金	23,378
貸倒引当金	△11	繰越利益剰余金	23,378
		自己株式	△36
資産合計	57,079	評価・換算差額等	1,293
		その他有価証券評価差額金	1,293
		純資産合計	31,097
		負債純資産合計	57,079

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	78,452	
不動産事業売上高	1,289	
その他の事業売上高	87	79,828
売上原価		
完成工事原価	71,075	
不動産事業売上原価	613	
その他の事業売上原価	57	71,746
売上総利益		
完成工事総利益	7,376	
不動産事業総利益	676	
その他の事業総利益	29	8,081
販売費及び一般管理費		5,266
営業利益		2,815
営業外収益		
受取利息及び配当金	140	
その他	8	149
営業外費用		
支払利息	11	
為替差損	20	
その他	0	31
経常利益		2,932
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	85	86
特別損失		
訴訟関連損失	24	
示談金	70	
その他	5	100
税引前当期純利益		2,918
法人税、住民税及び事業税	769	
法人税等調整額	△52	717
当期純利益		2,201

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
2024年4月1日残高	5,061	1,400	21,727	△35	28,153
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△549		△549
当期純利益			2,201		2,201
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	1,651	△0	1,650
2025年3月31日残高	5,061	1,400	23,378	△36	29,804

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2024年4月1日残高	1,287	29,440
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△549
当期純利益		2,201
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	6	6
事業年度中の変動額合計	6	1,657
2025年3月31日残高	1,293	31,097

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

不動産事業支出金…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

材料貯蔵品…………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に備えるため、過年度の実績に基づき当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

③工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち重要な損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について損失見込額を計上しております。

④賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支払に充てるため、実際支給見込額を基礎として当事業年度に対応する額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は建築物等の建設及び設計を請け負う総合建設業を主たる事業として営んでおり、顧客との契約に基づいた仕様での建物等の建設及び設計を行い、契約対価と引き換えに、顧客へ引き渡すことが主たる義務となっております。

当社が収益を認識する時点は、主として財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積することはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。これらによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益認識

①当事業年度の計算書類に計上した金額

一定期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高 75,019百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成工事高の計上は、主に財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益を認識する方法によっており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。当該見積りは、労務費及び資機材費の高騰などにより、総工事原価見積額や発生原価が当初の見積りより大幅に増加した場合、翌事業年度の計算書類において、一定期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

下記の資産は、短期借入金354百万円の担保に供しております。

なお、投資有価証券951百万円には、当社の関係会社と金融機関との間で締結した融資契約に基づき担保とした関係会社株式4百万円を含んでおります。

建物	501百万円
土地	5,487百万円
投資有価証券	951百万円
計	<u>6,940百万円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,769百万円

(3) 保証債務

関係会社の工事履行保証 7,758百万円

(4) 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに表示することとしております。

なお、当事業年度末においては、工事損失引当金に対応する未成工事支出金はありません。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	176百万円
短期金銭債務	1,427百万円
5. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	346百万円
仕入高	139百万円
営業取引以外の取引による取引高	7百万円
6. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	133,324株
7. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)	
賞与引当金	234百万円
退職給付引当金	14百万円
貸倒引当金	5百万円
販売用不動産等評価損	274百万円
工事損失引当金	2百万円
減損損失	1,305百万円
その他	450百万円
繰延税金資産小計	2,287百万円
評価性引当額	△1,779百万円
繰延税金資産合計	507百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△595百万円
前払年金費用	△166百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△767百万円
繰延税金資産（負債△）の純額	△259百万円

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「Ⅲ 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	904円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	64円06銭

連結計算書類の会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社 ナカノフドー建設
取締役会 御中

和 泉 監 査 法 人

東 京 都 新 宿 区

代 表 社 員 公 認 会 計 士 松 藤 悠
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 義 仁
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 大 橋 徹 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカノフドー建設の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカノフドー建設及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社 ナカノフード建設
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員	公認会計士	松藤	悠
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	佐藤	義仁
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	大橋	徹也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカノフード建設の2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、往査の実施や定期的な事業報告により、経営状況を把握いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ナカノフードー建設 監査役会

常勤監査役	中 野 功一郎	㊞
常勤監査役	佐 藤 哲 夫	㊞
社外監査役	山 谷 耕 平	㊞
社外監査役	関 澤 秀 哲	㊞

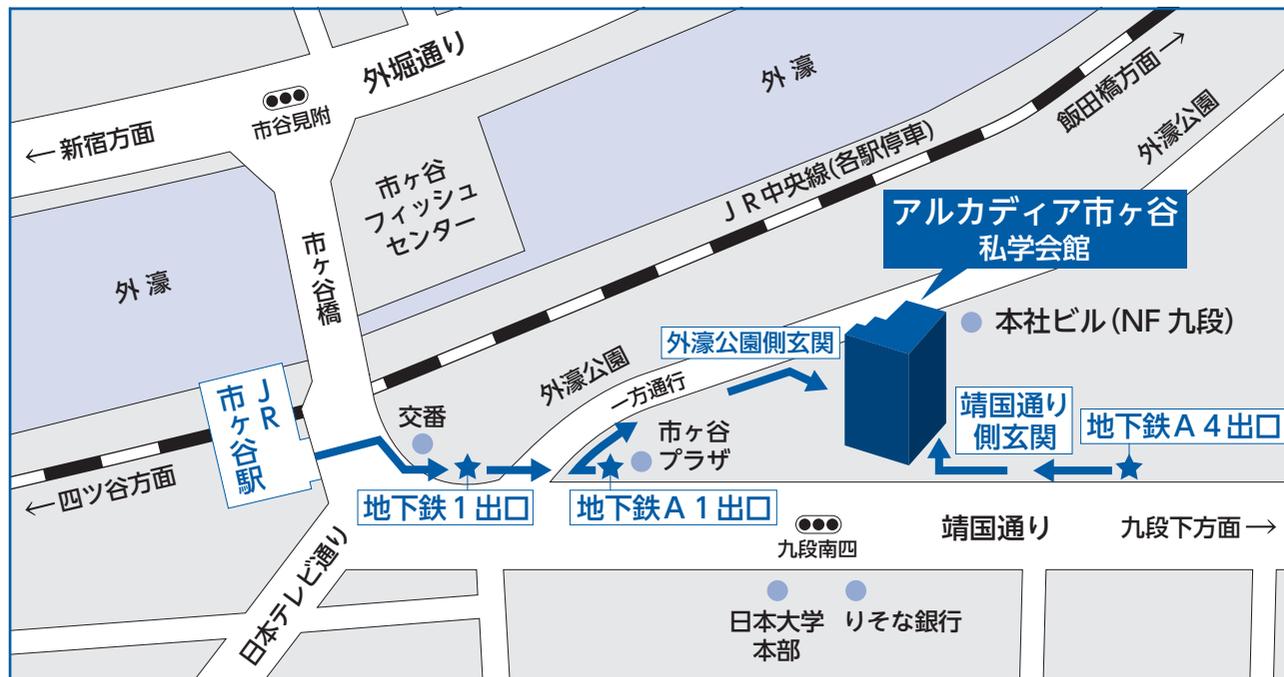
以上

株主総会会場ご案内図

日時 2025年6月26日（木曜日） 午前10時

会場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号

アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階阿蘇の間 電話03-3261-9921（代表）



交通のご案内 東京メトロ有楽町線・南北線 「市ヶ谷駅」 1又はA1出口より 徒歩約2分
都営新宿線 「市ヶ谷駅」 A1又はA4出口より 徒歩約2分
JR総武線 「市ヶ谷駅」 より 徒歩約3分



株式会社 **ナカノフู้ド建設**



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています